



## 区職員の懲戒処分について

と き 7月15日（木）発表

と ころ 練馬区役所（豊玉北6-12-1）

練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

### 【公表内容】

#### 1 信用失墜行為

##### (1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

人事戦略担当部 主査 40歳 男性 戒告

##### (2) 概要

当該職員は、平成29年1月頃から、インターネットサイトを通じて知り合った女性と、既婚者であることなどを伝えずに不倫関係を続け、その間に高額な物品を受け取った。その後、当該職員の行為が詐欺罪にあたるとして、当該女性から被害届が提出され、令和2年12月25日付けで不起訴処分となった。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

#### 2 処分年月日

令和3年7月9日

### 【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287